

「改正建築基準法施行に関して」 JIA会員の問題意識調査回答(7月26日～8月6日に受理したもの)

7月18日付けで、各支部長を通じて、6月20日に施行された建築基準法改正について、設計者として気づいた疑問点、問題点について会員からの情報を8月13日に国交省に提出しました。引続き本部事務局で会員からの情報を受け付けていますのでお寄せください。

なお、回答をいただいた会員氏名はHPには載せないことにしました

JIA企画運営会議

所属支部	要点	問題点についてのコメント
7/24 北海道支部	・設計変更の取扱いが実際の設計の流れと乖離している	設計変更に対する取扱いが、実際の設計の流れと乖離している。 正当な理由で変更がある場合は、内容の審査をした上で、基準法の目的とするところが満たされていれば、認めるべきである。着工後のやむをえない変更は現実の問題として起こる場合がある。変更後の内容が、法の要求するところに見合っていない、単に手続き上の理由から、結果的に工事の一時中断や延期を余儀なくされるのは、権利の侵害ではないか。
7/24 北海道支部	・内容不一致の場合の修正調整方法が必要	確認申請時に、意匠・構造・設備の内容の不一致が発生した場合、修正・調整ではなく出しなおしの順では、時間・コスト共あまりに現実的ではないと思います。内容によって段階的指導が必要だと思います。
7/24 北海道支部	・特に構造設計が安易に流れて、品質の低下を恐れる	・確認申請手続きが煩雑になるのを避けるため、設計者の多くが標準的な構造形式で済ませようとする傾向になるのではないかと思います。 ・改正後の制度に対応するためには、今まで以上に、かなりの時間と費用がかかります。 特に民間事業において、地方において、その時間と費用を確保するのは極めて難しいと思います。結果、そのことがいろいろな意味において、建築の品質の低下につながるのではないかと思います。 ・前向きで、意欲的で、優秀な、特に若い構造技術者がどんどんいなくなってしまうのではないかと思います。 ・安全だけが建築ではない。その先の制度設計をどのように考えているのか教えてください。
7/24 北海道支部	・審査側の未熟さに問題がある	今回の改正についていろいろな問題点が挙げられますが、何よりも審査する側の未熟さが以前から気になります。某市を例にあげると新卒らしき人が審査をしています。全く経験のない人からの指摘事項は、的外れな場合が多く、もう少し勉強が必要だと思われます。 設計者側に資格が必要なように、審査する側にも資格が必要ではないでしょうか。
7/24 北海道支部	・過剰な構造設計となる恐れがある ・杭施工時の備芯処理・構造計画変更が工期に影響する	・設計変更による工事停止を避けるために、過剰な構造設計となる恐れがある。 ・消防判断との相違による訂正及び変更の時間的問題。 ・杭施工時における備芯による構造計画変更の工期的問題。 ・構造計算適合性判定機関の判断レベルの問題(責任)。
7/25 関東甲信越	・廃業の場合の設計図書保存義務がなく	・構造設計について:設計業務の再委託が制限されていません。元請事務所の担当者の指示で逐一チェックされながら、計算書作りをする場合、真の設計者

支部	なることを悪用される 恐れがある	(責任者)とは誰なのか?等いろいろなケースが考えられます。結局、今までと責任関係は、同じ結果になるのではないのでしょうか。 ・設計図書の保存について:廃業した場合は、保存義務も消滅するようですが、設計事務所の廃業・新設を繰り返す悪質業者を排除できません。
7/25 関東甲信越 支部	・軽微な変更のガイドラインが必要	着工後の変更について(法改正前の着工、後の着工)計画変更確認申請対象か、軽微な届対象かの判断例(ガイドライン)が欲しい。
7/30 沖縄支部	・従前の補足・訂正を認めるべき ・設計者性悪説は見直すべき	建築確認申請後の補足及び訂正は従前の通り認めるべきである。また審査期間も短縮すべきである。 構造が「性悪説」の槍玉に上がってしまい、審査が混乱している「性悪説」は見直すべきである。
8/1 四国支部	・「材料認定書の添付」は、変更になった場合、設計者側の責任・リスクが大きい  ・建築主に何の落ち度もないのに、確認申請が出せない状況があり、設計業務が成り立たない	7月26日、四国内の自治体に特建の確認申請を提出した。規格住宅以外の確認申請の受理はその市では法改正以降はじめてとのこと。適判に当たる建築ではないが、その事前協議用の40ページに及びチェックリストが今後は実際の審査に使用されるとのことで、チェックしたものを資料として同時に提出。何度も事前に内容を見てもらったが、そのチェックリストを詳しく見るのも担当者は初めてとのこと。こちらが不明なことをただと、「実情とかけはなれている」「現場を知らない人がつくっている」と、担当者側の不満が大きい。 例えば、建築も設備も『全ての材料の内容と、その認定書の添付』という項目。メーカーと品番まで事前に指定せよということに他ならず、実施設計が終了していないと不可能。仮に実施設計が終了していたとして、確認申請の過程で内容に問題が出て変更になったら誰が責任をとるのか。構造設計者を含め、設計者側のリスクが余りにも大きい。また、認定書提出は計画通知などでは業者を指定することになるがそんなことが可能なのか。 担当者から、「なにせ過渡期なので、確認出すのは半年後くらいにできませんか?そおしたらだいぶ状況も落ち着くと思う」と素直な声もでた。建築主に何の落ち度もないのに「確認が出せない、審査できない」という事態は異常であり、設計業務そのものが成り立たない。
8/1 四国支部	・設計の品質に掛ける時間が少なくなる  ・短期工期を要求される工事に問題あり	基準法改正による弊害 法チェックに対する時間が多く要し、デザイン(設計の品質)に掛ける時間が少なくなった。 現場の納まりの変更まで、すべてを審査機関に相談しなければならないという時間的な問題が生じている。これは、完了検査に間に合わない。特に短期間の工事に対する問題がある。
8/1 関東甲信越 支部	・建築士とクライアント間のトラブル発生により、建築主から業務不履行の訴えが予測される	今回の改正による確認申請の混乱は、著しいものがあります。 そのことは単に、申請の書式や方法の変更による混乱だけでなく、建築士とクライアントの間でトラブルが起こりうる可能性があるということに起因しています。 例えば、今回の改正においては、きわめて軽微な変更以外は確認申請を再提出することになります。もちろん、充分な打ち合わせを行えば変更などあり得ないという前提であれば、確かに問題はありませぬ。

		<p>しかし、例えば住宅を建てるクライアントは一生に一度しか経験しないことが多く、まったく仕様や構造を変更することなく完成に至るケースはありえません。</p> <p>そのような実態の中で、クライアントが希望する工期を予定通り実現することは大変難しく、もし確認申請が原因で着工が遅れたり、工期が延期になった場合は、クライアントが建築士を債務不履行で訴えることは充分考えられることです。</p> <p>本来、建築はクライアントの大きな財産であり、法はそれを担保するものはずです。しかし、法改正がクライアントと建築士のトラブルを引き起こす原因になりうるとしたら、改正でなく改悪であると断定せざるを得ないと考えます。</p>
8/1 四国支部	<p>・建築家の存在を否定するような改正内容である</p> <p>・地方の建築事務所の廃業につながる問題を持つ</p> <p>・構造設計の創造性を排除する</p> <p>・工期に数ヶ月の余裕を見なければならず、経済的損失は大きい</p>	<p>・建築家資格制度の確立を推し進めようとする JIA が、今回の建築基準法改正に対して、運用に関する要望書の提出のみで、「建築家」の存在を否定するような今回の「改悪」のみならず、文化的、社会的(経済的)停滞に関して、何の言及もしなかったのは、大いに不満が残る。</p> <p>・文字通り熱さに懲りて「なます」を吹くような改定、耐震偽装事件に端を発した早急すぎる法改正は、その影響度合いを考えると、本来ならば公開シンポジウム等を経て慎重に協議されたのち、立法化されるべきではなかったか？</p> <p>・ここ数年、日本経済(特に地方経済)の停滞を招くのではないかと、地方の弱小専門事務所はまさに死活問題である。工務店や設計事務所の倒産が相次ぎ、建設産業自体に「希望」という言葉が失われつつある地方にとっては、今回の法改正はわずかに残された希望まで奪ってしまいかねない。次に続くべき若い世代が建築の道を断念する・・・地道に活動を続ける善意の地方アトリエ事務所が廃業を余儀なくされる・・・という事態が予想される。逆説的に言うならば、欧米先進国に比べ、設計事務所、建設業従事者の人口比率の高い日本において中央集権による法律強化は、その人口比率の適正化を図る意図するものかもしれない。であるならば、その淘汰は多くの犠牲をはらう高度な政治的判断であろう。</p> <p>・構造マニュアルの厳格化によって、構造計算の恣意性(創造性)を排除しながら、ピアチェックにおける大学教授等判定員の恣意性を助長する恐れがある。相反する要素を含んだ矛盾の多い改定。</p> <p>・国が技術判断の細部にわたり規制を行い、構造設計者は自身の創意工夫を活かし難い環境づくりは一見世論に対して国が安全性を保証するかの如きポーズを見せながら、実は誰も責任を負わないシステムである。</p> <p>・設計者はロボットではないし、工事現場は製作工場ではない。人間には許容範囲の過ちは少なからず犯すものだし、杭芯ずれのない現場、スリーブ貫通を含む躯体開口の変更のない現場は皆無といってよい。過ち(設計者と行政の見解の相違を含む)のある度に、確認申請の出し直し、設計変更のある度に計画変更確認申請とピアチェック、設計監理業務は従来的人工数に比べれば、格段に増大するし、建設工期は計画変更手続期間中はストップすることを考慮すれば、数ヶ月の余裕を見なければならぬ。その経済的損失(安全は金で買えないと反論されようが)は計りしれない。</p> <p>・法改定は従来 70 点の合格点をとっていた建物を 100 点満点にしようとするもの、50 点以下の落第生(既存建物)は無視。70 点を 100 点にするエネルギーを落第生を合格させる力に置き換えれば、より安全なまちづくり、公共の福祉に寄</p>

	<p>・「コンバージョン」方式の実行に水を差される</p>	<p>与できるであろうに、いかにも国内トップレベルの優秀な頭脳をもつ方々が知恵を絞って考え出された法改定。</p> <p>・新耐震基準時に出された増築時の既存建物への構造設計上の遡及(EXP.Jにて構造的に切り離されていても新基準に合わせなければならない)は安全性を高める上で説得力があった。しかし、今回の法改正で新耐震以降の建物を増築する場合、EXP.Jで構造的別建物であっても、既存建物を新基準に合わせる必要がある。極端な例をいえば、新耐震以降建設10,000㎡の工場に15㎡の増築をしようと思えば、10,000㎡の建物も構造計算やり直しである。少なくとも新耐震以降の既存建物への増築の際、既存遡及に対して柔軟な対応を望む。また、渡り廊下等で既存部と増築部を結ぶ場合、別当とみなされる基準に関して、いいの配慮を特定行政庁に対して現在求めているところである。</p> <p>・既存都市ストックの有効利用、解体新設時に発生するCO2削減、中心市街地活性化のためのコンパクトシティの実現等、「コンバージョン」はこれからの都市再生のための有効な方策である。国交省もその価値を認め、ファイナンス面の土壌も豊かになり、毎年実績が増え続けているのは喜ばしい限りである。然るに今回の法改定によって「コンバージョン」の実行に水を差されるのは確実である。日本のマクロな視点での都市政策に鑑み、100点満点を取る必要なし、70点の合格点で十分ではないか、というくらいの度量の広さを示してもらいたいところだ。</p>
<p>8/1 四国支部</p>	<p>・建築基準法に違反してなくても、訂正、差し替えが認められないのはなぜか</p> <p>・適合性判定前に不備が生じた場合には、判定費用は返還すべきでないか</p> <p>・現場で緊急に対応せねばならない場合で構造上安全上支障のない場合のルール作りが必要</p>	<p>図面訂正の極端な制限、及び図面差し替えの実質的禁止について</p> <p>申請書類や図面相互に食い違いがある場合、記載されている内容が、建築基準法に違反していない場合でも、訂正も差し替えもまったく認められないのはなぜでしょうか。記載内容が法に触れている場合や、食い違いを正すと結果的に違法状態となる場合等は、それが意図的であるか単純なミスであるかは別にして、違法、脱法行為を未然に防ぐ為には、申請の出直し等厳しい処置がとられることも、止むを得ないかもしれません。しかし、記載内容が違法、あるいは脱法行為を行っているわけではない場合においてまで、今回の改正の様な厳しい処置を受ける理由はないと思われます。又、誤記の訂正はある程度認められる様ですが、適用範囲は不明瞭で、記載事項の食い違いとどのように違うのか全く分かりません。</p> <p>構造計算適合性判定前、すなわち特定行政庁での建築審査段階において、不備が生じた場合の構造計算適合性判定費用が返還されないことについて。</p> <p>構造判定の業務が全く行われていないにも関わらず、その費用を返還しないのは、刑法や民法上許されるのでしょうか。</p> <p>工事中の計画変更について</p> <p>杭工事において、現場施工時に杭芯のずれが生じた場合や、配筋検査時に施工の軽微な誤りに対し適正に対処した結果、構造図と配筋画変わってしまった場合等、現場で緊急に対処しなければならず、安全性を確認した上で行われている行為や、納まり上で開口部を僅かに変更した場合等軽微な変更に対してまで、全て本法が適用された場合、ほぼ全ての物件において、長期の工事遅延が発生することになります。</p>

	<p>・構造計算に使用を義務付けられる計算ソフト画間に合わないのは、行政上の不備ではないか</p>	<p>構造上安全上支障がないと判断される、軽微な変更の範囲があるのではないのでしょうか。そういった場合のルール造りを行うべきではないのでしょうか。</p> <p>法施行の不備について</p> <p>改正法施行時に必要な細則や基準が、法施行後今だ充分に明らかにされず、構造計算に使用することを義務付けられる(認定品として)計算ソフトも完成していないのは何故でしょうか。構造計算適合判定の必要な物件は未だ、構造計算さえ行えませんが、改正法施行直前まで、新しい様式の申請書さえ無い状態でした。法施行にあたって、このような行政上の不備が許されるのでしょうか。</p>
8/1 近畿支部	<p>・全産業の中で建築業は生産性で立遅れているため、業務の簡素化と建築関連法規の情報の一元化が必要</p>	<p>・「課題」</p> <p>建築関連の法律が今回の改正も含めて複合化、細分化が進み、本来の設計業務の中に占める、法規情報処理、チェック業務のウエイトが増大している。</p> <p>これは全産業の中で建築の生産性向上が立ち遅れている大きな要因のひとつでもあり、業務の簡素化が省庁を超えた国策として喫緊の重要課題のほずです。</p> <p>・「対応」</p> <p>生産性向上のため、法規情報の一元化への早急な対応が必要ですが、今後はそれ以上に法律の簡素化、他の法律との整合性が望まれる。建築法規の一元化の範囲が都市計画、防災、安全、環境計画までを含み、リンクし同時にチェック出来るシステムにする必要があると思います。</p> <p>予想される将来のIP化に対応する法改正も必要です。責任の所在を明確にすれば、法律の簡素化が可能で。同時に設計を進めながら、自動的に法チェックが出来るシステムの開発が、急がれます。</p>
8/1 近畿支部	<p>・設計変更が100%出ると言える仕上げ材については、柔軟性が必要</p>	<p>訂正や差し替えを当然のごとく要求される確認申請において、なぜ手数料を二重に支払い、手間と時間をかけて再申請をしなければならないのか。</p> <p>また変更を必ず伴う建築設計、監理の実情の中、なぜ申請時に仕上げ材の決定まで要求されるのか。</p> <p>倫理観もなく、意図して偽装する建築士に対して、今回の措置が、再発防止のためにどんな意味を持つのか。</p> <p>6/20 法律施行からのこの混乱はなにか？国交省はどのような責任を感じ、どのような対処をする考えなのか。</p>
8/3 中国支部	<p>・一般エンドユーザーも迷惑をこうむっていることを知って欲しい</p>	<p>・建築の計画というものは常に変化と隣り合わせです。</p> <p>人の考えというものは変わるもので、設計者が完全にコントロールできるものではありません。</p> <p>・施主要望を聞かなかったとして、施主は自分の要求が通らないので、設計料を払わないことも考えられます。</p> <p>・『計画変更すればよい』との声が聞こえてきそうですが、申請期間中は工事を完全にストップしなくてはなりません。工期が延びれば、遅延損害金等を請求される可能性も出てきます。</p> <p>・『契約書にこのことを盛り込めばいい』と聞こえてきそうですが...。</p> <p>あまりに短絡的で、事前周知がない法改正は、現場のみならず、一般エンドユー</p>

		<p>ザーも多大な迷惑を被っている事実を知って頂きたい。</p> <p>・また、建築主事によって法解釈に差があるのも問題です。</p> <p>一方でよかったものが他方では無理という状況になったとき、申請のやり直しですが、その費用は設計者の負担となります。</p> <p>簡単に挙げましたが、まだまだ他にも様々な問題点があります。</p>
<p>8/2 関東甲信越 支部</p>	<p>・建築の健全な発展 を阻害する</p>	<p>今回の法改正は姉齒事件が引き金となり、その社会的不安を未然に防止する、 と言うことで拙速になされた感があります。一部の無法者が起した犯罪行為を法 を厳しくして防ぐと言う発想は角を矯めて牛を殺すがごときで、建築の健全な発 展を阻害するものだと考えます。</p> <p>この問題がおこる根底にある、設計と言う仕事がどのような経路で設計者にもたら されるのか、その発注者と受注者の関係に原因するところ大であることを見過ご してはなりません。不当に低い設計料で仕事をせざるを得ない状況では不本意 にも手抜き設計やバックマージン等の誘惑に手を染めてしまう事が残念ですが 起りえます。</p> <p>そして殆どの事件が、マンション、ホテル、建売住宅などで起っている事は原価 をぎりぎり安く抑え販売競争にうちかつ、建築物の販売で成立している事業に 限られていることから解る事です。設計料、工事費などを顧客の目に触れにく いところで極限まで削る商売の方式が引き起こした事件のために、我々善良な、 誇りを以って仕事をしている建築家に、殆ど意味のない煩雑な作業を押し付けて よしとする考え方全体に私は同意する事が出来ません。</p> <p>したがって国交省の言う 3 項目と言う枝葉の対応では改善にならないと思いま す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.) 法の適用範囲を公共建築物、マンション、ホテル、建売住宅等に限る、建築 主と使用者が同一である個人住宅、個人の事業用建築は除外する。</li> <li>2.) 建築工事は場所性、周辺との関係、新技術の採用などによる建設中に発生 する改良変更はこれを認める。</li> <li>3.) 設計図は建築を作ることの一段階に過ぎない。建築物が出来たときに設計 も完成したと言う論点に立つなら、建築中の変更と言う事自体がありえないこと である。(これはもともと国交省は設計と監理は別と考えている。)</li> <li>4.) 建築をとおして文化的価値を生み出す行為を設計と言うのであるから、この 部分に関わる建築家の活動を煩雑な手続きによって阻害するべきではない。</li> <li>5.) 都市景観をつくりだす要因としての建築は多くは複数の建築の関係性であ る。</li> </ol> <p>それら相互の調整は現地でのみ可能であって設計図段階では不可能である。 建設中のいろいろな段階で調整されるべきもので、設計の改良、調整の部分で あるう。</p> <p>しかしできるだけ早く「新建築基準法」を作るべきでしょう。日本建築家協会は他</p>

		の団体と協同して働きかけるべきだと思います。
8/6 関東甲信越 支部	・まさに「角を矯めて 牛を殺す」ことになる	社会・経済・政治が年々複雑多岐になって、建築家・事業者と市民公共の間では、情報の非対称性が問題になり、通常の契約で求められる設計や技術の成果を超えて、まさにそこでは関係者から建築家への信任が問われることになる。この度の基準法改正、特に構造設計の第三者性を担保にする仕組みは、構造の安全が何より優先されるとしても、一方で、建築と構造設計の想像力をおとしめ、建築家のみか建設産業関係者の意気をもくじき、確認の取得に専心する事に陥るのは、まさに角を矯めて牛を殺すことになる。国交省はその仕組みを英語でピアチェックと称しているが、そもそもその本義は英国などでは、総合的な建築の価値と安全を高めるために同じレベルの地位と社会的職能的な同等の人に計画の評価を担保することであって、官僚的技術的な規制強化でないことを指摘したい。

以上